岡山県図書館協会会費に関する細則 (平成12年6月5日)

最終改正 令和2年6月26日

第1条 この細則は岡山県図書館協会会則第6条によって定める。

第2条 会費は、施設会費と個人会費の2種とし、施設会費をさらにA・B・C・D・E・F・G・H・Iの9段階にわける。施設会費のランクの基準及び金額については、別表のとおりとする。

2 個人会費は、年間1,000円とする。

第3条 この細則の変更は総会の議決による。

附則

この細則は、平成13年4月1日から実施する。制定から実施までの間、会費については従来の例による。

附則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。制定から実施までの間、会費については従来の例による。

附則

第2条関係別表

(別添)

附則

この細則は、平成19年4月1日から実施する。制定から実施までの間、会費については従来の例による。

附則

この細則は、平成20年5月26日から実施する。制定から実施までの間、会費については従来の例による。

附即

この細則は、平成21年5月25日から実施する。制定から実施までの間、会費については従来の例による。

附則

この細則は、令和2年6月26日から実施する。制定から実施までの間、会費については従来の例による。

岡山県図書館協会会費に関する細則 別表

ランク	基準	金額
A	県立図書館	62,000
В	人口40万人以上で、複数図書館設置の市における	
	中心図書館	60,000
С	人口10万人以上で、複数図書館設置の市における	
	中心図書館	22,000
D	大学図書館・岡山県議会図書室	17,000
E	人口10万人未満で、複数図書館設置の市における	
	中心図書館	12,000
F	複数の図書館設置の町村における中心図書館・短期	
	大学図書館・高等専門学校	11,000
G	人口10万人未満の市の単独図書館	9,000
Н	町村における単独図書館	6,000
I	公民館図書室	3, 000
※ 私立図書館及び諸施設についての会費は総会で決定する。		
※ 中心図書館の施設会費金額には、複数図書館分も含まれる。		
※ 県立図書館施設会費には全国公共図書館協議会負担金が含まれる。		

※ 県立図書館施設会費には全国公共図書館協議会負担金が含まれる。